

令和元年 10月 18日

回 答 書

大田区

仮称大森西二丁目複合施設新築その他工事基本設計及び実施設計委託に係るプロポーザルの参加申込等に関する質問に下記のとおり回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
1	様式第3号 業務形態を記入する部分で“単独”とは協力事務所に再委託等を全く含まず業務を行う場合で、1社で参加申込みしても再委託で協力事務所を含んで業務を行う場合は“協力会社有り”となると考えてよろしいでしょうか。	再委託する場合、業務形態は“協力会社有り”に該当します。
2	実施要領P2 参加資格要件(6)に“福祉・厚生施設第1類”、“文化・交流・公益施設第1類”、“業務設計第1類”のうち2施設以上の複合施設とありますが、各項目の2類の建物の方がより複雑なものとなりますので、条件は各項目の1類以上と考え、2類の用途の建物も含めた複合施設の実績も条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	実施要領には各項目第1類しか記載していませんが、各項目第2類も含めた実績を条件とします。
3	様式第7号-1 管理技術者の業務実績欄に“同種・類似業務実績”とありますが、同種業務、類似業務の定義が見当たりません。ご提示願います。また、該当する場合は表に○印表示でよろしいでしょうか。	様式第7号-1 管理技術者の業務実績欄の“同種・類似業務実績”は誤記です。“同種・類似業務実績”欄は削除します。修正した様式を別に添付します。
4	実施要領 4参加者の資格要件(6)で、『2施設以上の複合施設』の実績を求められていますが、2施設とも『福祉・厚生施設第1類』の用途の複合施設は、対象となりますでしょうか。	実施要領4-(6)に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。
5	実施要領4-(6)の実績条件に掲げられた項目(福祉・厚生施設第1類、文化・交流・公益施設第1類、業務設計第1類)は、国土交通省新告示98号の分類によると理解してもよろしいでしょうか？	実施要領4-(6)の実績条件に掲げられた項目については、国土交通省新告示98号に基づき条件としています。

6	業務設計第1類とありますのは、業務施設の誤りと理解してよろしいでしょうか？	実施要領4-(6)における「業務設計第1類」については、国土交通省告示第98号の別添二「建築物の類型」の「業務施設第1類」と訂正します。
7	実施要領4-(6)の実績条件は、民間の実績でもよろしいと理解してよろしいでしょうか？	公共施設に限らず、民間施設を含めた実績で構いません。
8	実施要領4-(6)の実績条件で、2施設以上の複合施設とありますが、掲げられた項目（福祉・厚生施設第1類、文化・交流・公益施設第1類、業務施設第1類）の3項目のいずれかに該当する施設が2施設以上という意味ですか？それとも、3項目のうちいずれかを含み、その他の用途と合わせて2施設以上の複合施設という意味ですか？	実施要領4-(6)に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。
9	様式第3号-(2)会社実績及び技術者数は全社の数字と理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
10	様式第4号、様式第5号、様式第7号に記載する実績は、基本設計及び実施設計とありますが、基本設計が完了している実績は記入してもよろしいでしょうか？	参加申込書作成要領のとおり、様式第4号、様式第5号、様式第7号における業務実績については、実施設計業務まで完了した実績を記入してください。
11	様式第4号留意事項4に欄が足りないときは、適宜ページを増やしてくださいとありますが、記入する実績は最大10件まででしょうか？	参加申込書作成要領のとおり、実績は最大10件までとします。 なお、行の高さが足りない場合は「高さを変え、枠を広げて記入すること」に訂正します。
12	様式第4号に記入した契約履行実績について、概要がわかる書類を添付とありますが、PUBDISの写し、仕様書等で記載項目が確認できるものであればいいと理解してよろしいでしょうか？	概要がわかる書類とは、工事の規模や条件などの工事の概要がわかる書類で、PUBDISの写し、仕様書等でも内容がわかるものであれば良いものとします。
13	様式第7号に記入する実績は最大6件まででしょうか？	様式第7号における業務実績については、最大10件までとします。 なお、行が足りない場合等は、行の追加・高さを調整し、記入してください。
14	【実施要領2頁4-(6)】業務実績の建築物用途は、国土交通省告示第98号の別添二「建築物の類型」を示しているものと考えて宜しいですか。	実施要領4-(6)の実績条件に掲げられた項目については、国土交通省新告示98号に基づく条件としています。
15	【実施要領2頁4(6)】業務実績は公共施設に限定するものと考えて宜しいですか。また「業務設計第1類」とは「業務施設」と読み	実施要領4-(6)における「業務設計第1類」については、国土交通省告示第98号の別添二「建築物の類型」の「業務施設第1

	替え、公共施設であることより庁舎等が該当する第2類も含めて宜しいですか。	類」と訂正します。なお、実施要領には各項目第1類しか記載していませんが、各項目第2類も含めた実績を条件とします。
16	【実施要領2頁4-(6)】実績要件の「2施設以上の複合施設」とは、「2施設以上が複合化された施設の実績」もしくは「複合用途の施設実績が2施設以上」のどちらを意図されてますでしょうか。	実施要領4-(6)に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。
17	【参加申込書作成要領】様式第4号(実績調書)、様式第5号(実績説明書)、様式第7号(管理技術者・各主任設計者の経歴等)の各様式に記載する業務実績は、延べ面積不問に加えて、建築物用途や複合施設の条件についても【実施要領2頁4-(6)】実績要件によらず不問と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
18	【参加申込書作成要領】様式第4号(実績調書)、様式第5号(実績説明書)、様式第7号(管理技術者・各主任設計者の経歴等)の各様式に記載する業務実績について、多数実績がある場合の優先順位をお示してください。第一位：同種・同類用途【実施要領2頁4-(6)】に記載の用途、第二位：施設面積の大きい順、また基本設計と実施設計は同位、と考えて宜しいですか。	貴社が本業務の参考になると考える代表的な実績を記載してください。
19	プロポーザル実施要領2-(3)において、「仮設庁舎改修工事」との記載がございますが、該当工事の内容(想定用途、現況平面図等)および規模(改修範囲等)がわかる資料をご提示願います。	プロポーザルの参加申込時に『貸出資料』として配布します。
20	プロポーザル実施要領4-(6)において、「次に掲げる項目のうち2施設以上の複合施設の～受託実績があること」とございますが、下記に挙げる施設はともに該当するとの理解でよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・掲げられた3項目のうち2項目以上の施設を含む複合施設 ・掲げられた3項目のうち1項目で2施設を含む複合施設 (例：福祉・厚生施設第一類に分類される保育園と老人ホームの複合施設)	実施要領4-(6)に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。

21	プロポーザル実施要領4-(6)において、「延べ面積 5,000 m ² 以上」とございますが、「次に掲げる項目」を含む複合施設全体の延べ床面積が 5,000 m ² 以上との解釈でよろしいでしょうか。	「次に掲げる項目のうち2施設以上」を含む複合施設全体の延べ床面積が 5,000 m ² 以上の実績を対象とします。
22	4参加者の資格要件(6)において、「業務設計第1類」とありますが、これは「業務施設第1類」と読み替えて宜しいでしょうか。	実施要領4-(6)における「業務設計第1類」については、国土交通省告示第98号の別添二「建築物の類型」の「業務施設第1類」と訂正します。
23	様式第4号の実績調書について、記入した契約履行実績の添付書類として、契約書の写し等を原本に添付してください、と記載がありますが、これらは副本にも添付が必要でしょうか。プロポーザル実施要領7-一次審査(1)参加申込書ア提出書類では、【様式第3号】～【様式第7号-2】は20部(添付書類含む)提出とあり、副本にも添付する必要があると読み取れます。また、副本に契約書等を添付する場合、社名や印影等は塗りつぶすという理解で宜しいでしょうか。	原本のみに添付してください。副本に添付する必要はありません。
24	様式第7号-1 業務実績「同種・類似業務実績」の記載は、どのようにすれば宜しいでしょうか。同種・類似となる基準をご提示ください。	様式第7号-1 管理技術者の業務実績欄の“同種・類似業務実績”は誤記です。“同種・類似業務実績”欄は削除します。修正した様式を別に添付します。
25	参加者の資格要件(6)について、民間・公共の指定がありませんが、民間施設(組合施行の再開発事業等を含む)も含まれるのでしょうか。	公共施設に限らず、民間施設を含めた実績で構いません。
26	参加者の資格要件(6)について、「業務設計第1類」とありますが、「業務施設第1類」と解釈してよろしいですか。	実施要領4-(6)における「業務設計第1類」については、国土交通省告示第98号の別添二「建築物の類型」の「業務施設第1類」と訂正します。
27	参加者の資格要件(6)において、掲げられた3種の項目のうち2施設以上の複合施設的设计実績が求められていますが、これら3種の類型であれば同一の用途類型内の複合でもよろしいでしょうか。(例えば福祉・厚生施設における保育園と老人ホームの併設施設等)また、これら3種の項目のうちの2施設と他の用途類型の施設との複合で全体の延床面積が 5,000 m ² 以上となっていればよろしいでしょうか。	実施要領4-(6)に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。また、「次に掲げる項目のうち2施設以上」を含む複合施設全体の延べ床面積が 5,000 m ² 以上の実績を対象とします。

28	参加者の資格要件（6）について、本事業の特性から、指定の用途類型の第2類の施設との複合施設でもカウントしてよろしいでしょうか。（例えば、庁舎とコミュニティセンターの併設施設など。）	実施要領には各項目第1類しか記載していませんが、各項目第2類も含めた実績を条件とします。
29	参加者の資格要件（6）について、指定されている3種の項目のうちの1施設と他の用途類型の施設との複合施設でもよろしいでしょうか。（例えば、学校と保育園の併設施設等）	実施要領4-（6）に掲げた項目で『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』を含む複合施設、『福祉・厚生施設』と『業務施設』を含む複合施設、『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設及び『福祉・厚生施設』と『文化・交流・公益施設』と『業務施設』を含む複合施設を対象とします。
30	参加申込書作成要領2参加者概要書「実績件数は平成21年以降」とありますが、「実績件数は平成21年度以降」が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	業務実績において、「平成21年度以降に完了したもの」とありますが、今年度中に完了する予定のものも対象としてよろしいでしょうか。	参加申込書提出時点で完了しているものとなります。
32	参加者の資格要件（8）設備主任設計者（1名）とありますが、電気と機械を分ける場合、【様式第7号-2】は各設備主任設計者分（2名分）を提出するということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	【様式第4号】実績調書にする公共施設とは、実施要領4参加者の資格要件（6）に規定された施設ということでしょうか。それとも、用途・規模を問わず、公共施設全般が対象になるのでしょうか。	用途・規模に問わず、公共施設全般となります。
34	【様式第5号】実績説明書に記入する実績は、【様式第7号】に記入した実績の中から抽出したものを記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	参加申込書作成要領6管理技術者及び各主任設計者の経歴等について、公共施設であれば用途は問わないということよろしいでしょうか。	用途は問いません。
36	【様式第7号-1】の業務実績欄に「同種・類似業務実績」とありますが、「同種」、「類似」の定義をご教示ください。	様式第7号-1 管理技術者の業務実績欄の“同種・類似業務実績”は誤記です。“同種・類似業務実績”欄は削除します。修正した様式を別に添付します。
37	【様式第1号】は原本のみに添付することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

38	参加申込書の副本は 2 穴 A4 判タテ型ファイルに綴じることのご指示がありますが、表紙及び背表紙についての指定はございますか。	背表紙に『仮称大森西二丁目複合施設新築その他工事基本設計及び実施設計委託事業者選定プロポーザル』と記載してください。
39	地元との協議会や説明会等の記録（議事録）があればご提示願います。	住民説明会等の議事録については、大田区ホームページにて掲載している情報を参照ください。
40	実施要領 2 ページの（6）複合施設の定義は同一建物の中に建っていないといけないのでしょうか。または敷地が同じで、同一時期に設計、建設されたものならば宜しいのでしょうか。	実施要領 4-（6）に掲げた項目の 2 施設以上が複合された同一建物の施設となります。
41	実施要領 2 ページの（6）の業務設計第 1 類とは、具体的にはどのような用途の建物でしょうか。	実施要領 4-（6）における「業務設計第 1 類」については、国土交通省告示第 98 号の別添二「建築物の類型」の「業務施設第 1 類」と訂正します。

担当部署 企画経営部施設整備課施設計画担当